

「届出が遅れたことにやむを得ない理由」があると認められる場合の一例

国保の加入の届出前に病院にかかっている A さんの場合

A さんは 3 月末に会社をやめた（※）後、4 月 5 日（国保の加入の届出前）に風邪を引いたため、病院にかかっている。

しかしながら、会社の都合（**申請者の責によらない場合**）で「職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）」の交付が、4 月 20 日となってしまう、会社をやめてから 14 日以内に、国保の加入の届出をすることができなかった。

※ 退職と同時に職場の健康保険をやめている場合



「職場の健康保険をやめた証明書」が交付されてから 14 日以内に、以下のものを持って届出していただくことにより、A さんには、4 月 5 日に病院にかかった分についても保険給付されます。

- ① 職場の健康保険をやめた証明書
- ② 運転免許証など本人であることを確認できるもの
- ③ **14 日以内に①の証明書を、会社が交付できなかった事実に関する証明書（会社作成のもの）**

上記の事例は「届出が遅れたことにやむを得ない理由」があると認められる場合の一例です。加入の届出が遅れそうなときは、必要な書類等について説明させていただきますので、住所地の区役所・支所保険年金課（京北地域の方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。